

公害等調整委員会の動き

(令和8年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
4月13日	公調委令和7年(セ)第2号事件 飯能市における国道等からの騒音被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
4月20日	公調委令和5年(セ)第5号事件 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
4月23日	公調委令和6年(セ)第11号・第16号事件 さいたま市における工場からの騒音被害責任裁定申請事件及び同参加申立事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
5月14日	公調委令和5年(セ)第5号事件 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)
5月28日	公調委令和6年(セ)第3号事件 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都 (公害等調整委員会)

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 大阪市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和8年(ゲ)第6号事件)

令和8年4月17日受付

本件は、大阪地方裁判所から、同裁判所に係属している「令和6年(ワ)第6155号損害賠償請求事件」及び「令和7年(ワ)第12752号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

○ 宮崎市における解体工事に伴う騒音・振動による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第2号事件)

令和8年4月21日受付

本件は、被申請人が申請人宅に隣接する鉄筋コンクリート造3階建ての建物の解体工事に伴い、複数回の縦揺れを発生させたことで、申請人宅の基礎・犬走り、ブロック塀等に亀裂が生じ、犬走りは一時崩れかかったなどとして、被申請人に対し、損害賠償金12万1000円の支払いを求めるものです。

○ 浜松市における農薬散布等に伴う大気汚染・騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第3号事件)

令和8年4月23日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅の東側に隣接する柑橘畑において薬剤散布を行い、有害物質

の飛散及び受忍限度を超える騒音の発生を継続させたことにより、申請人Aは特発性間質性肺炎により通院中であつたが症状が著しく増悪した。また、申請人Bは同疾患であると診断を受けていたところ、急性増悪を引き起こした。その結果、申請人Aは日常生活における申請人Bの介護を余儀なくされているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計1000万円等の支払いを求めるものです。

○ 葛城市における工場からの土壌汚染による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第7号事件)

令和8年4月30日受付

本件は、被申請人が工場を操業していることと、申請人らが所有又は使用する土地が重金属によって汚染されていることとの因果関係の有無について、裁定を求めるものです。

○ 世田谷区におけるコンデンサー等の投棄に伴う土壌汚染による財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第4号事件)

令和8年5月7日受付

本件は、被申請人が本件土地上にコンデンサー等の製造工場を所有し、PCBを含有するコンデンサー等を製造していたところ、本件土地中に高濃度のPCBを含有するコンデンサー等(以下、「本件PCB」という)を投棄したことにより、本件土地が汚染され、申請人は、本件PCBの処理及び保管費用の負担を強いられたとして、被申請人に対し、損害賠償金1億9978万3185円の支払いを求めるものです。

○ 市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第2号事件)

令和8年5月11日受付

市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等職権調停事件は、千葉県市川市の住民1人が、申請人の元居住地近傍で銭湯を経営する者(被申請人A)及びマンションを建築する会社(被申請人建築会社B)を相手方として、被申請人Aが湯を沸かす薪(まき)窯で建築廃材等を使用して不完全燃焼を繰り返し、黒煙等の煤(ばい)煙と悪臭やPM2.5を含む化学物質やガス等を発生・拡散させ、被申請人建築会社Bが施工するマンションの建設に伴って風速、風向、風圧が変化し、被申請人Aが発生させている煤煙、悪臭、ガス等が申請人の元居住地へ誘導された結果、申請人は、家具、壁紙、寝具、衣類等に臭いが吸着する被害、咳(せき)、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、損害賠償を求め、また申請人に生じた咳、肺がん等のリスクの増加、頭痛、めまい等の健康被害等は、被申請人Aが経営する銭湯で建築廃材等を使用し不完全燃焼によるPM2.5を含む化学物質等の煙を輩出し、被申請人建築会社Bによるマンション建設に伴い風速、風向、風圧が変化したため、申請人の元居住地へ煙が誘導され、被害を拡大したことによるものである、との裁定を求めた事件について、職権で調停に付し、(令和5年(調)第12号事件)、令和6年2月1日、調停が成立した事件です。

令和8年5月11日、前記調停事件の申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

○ 大田区における解体工事及び建設工事に伴う騒音・振動・粉じんによる健康被害・財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第5号事件)

令和8年5月14日受付

本件は、被申請人が申請人宅に隣接する公社住宅の解体及びマンション建設工事に伴い、騒音・振動・粉じんを多大に発生させたことで、申請人はストレスで体重が減少し、現在も喉に痰が絡む症状が継続している。また、振動により申請人宅室内のクロスに亀裂が入り、電子機器・精密機器が故障し、粉じんによる外装の汚損やベランダや室内が真っ黒になる等の被害が生じたなどとして、申請人に対し、損害賠償金400万円の支払いを求めるものです。

○ 結城市におけるヒートポンプ設備からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第6号事件)

令和8年5月18日受付

本件は、被申請人が申請人宅南側に、ヒートポンプ設備を設置し、騒音対策等を行うことなく稼働させていることで、申請人は夜間から早朝にわたり、寝られず、寝ていても目が覚めてしまい、眠れない状態が続いている。また、騒音性難聴防止のため、日々、耳栓をしながらの就寝、生活を強いられ、肉体的・精神的苦痛を長期間受けているなどとして、申請人に対し、慰謝料として損害賠償金706万2330円の支払いを求めるものです。

○ 葛飾区における室外機からの低周波音による健康被害・財産被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第7号事件)

令和8年6月2日受付

本件は、被申請人が申請人ら宅に隣接するスーパーマーケットの敷地内に設置された室外機から低周波音を発生させることにより、申請人Aは睡眠妨害を受け、申請人ら宅内で低周波音のために苦痛を感じる場所を避けて日常生活を送らざるを得なくなり、また、申請人Bも眠れなくなり、頭痛及び耳鳴りが生じ、不安障害との診断を受け、申請人らは避難先として、賃貸アパートを賃借し、家賃負担を継続している、などとして申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金合計690万2807円等の支払いを求めるものです。

○ 目黒区における空調設備等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第8号事件)

令和8年6月5日受付

本件は、申請人に生じている、主寝室での就寝困難、住戸の一部を本来の用途で使用できないことによる生活被害並びに睡眠への支障、耳の痛み、圧迫感等の健康被害は、被申請人が管理する駅ビルの屋上にある冷凍・冷蔵設備、空調設備、厨房排気設備、キュービクルその他付帯設備の稼働に伴い発生する低周波音を含む音が原因であるとの裁定を求めるものです。

○ 三条市における築造工事に伴う地盤沈下による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第9号事件)

令和8年6月9日受付

本件は、申請人に生じた耳鳴り、頭痛、腰痛などの全身痛、不眠、尋常性白斑、他の身体的

不調等の健康被害は、被申請人が行った築造工事及び付随する工事によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第3号事件)

令和8年6月16日受付

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の一家(個人4名)が、建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が申請人ら宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和7年(調)第9号事件)、令和7年12月4日、調停が成立した事件です。

令和8年6月16日、申出人らから、被申出人が調停条項を履行できていないとして調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

なお、申出人らが令和8年1月30日に義務履行の勧告を求める申出をした阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件(令和8年(リ)第1号事件)は、令和8年4月21日、調停条項に定められた義務を怠っているという

ことはできず、義務履行の勧告は行わないことに決定し、終結しています。

○ 豊橋市における建物改修工事に伴う大気汚染・悪臭による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和8年(セ)第8号事件)

令和8年6月29日受付

本件は、申請人が在籍していた高等学校で被申請人らが実施した改修工事において、シックハウス症候群の原因物質となり得るホルムアルデヒドを含有する有機溶剤が使用されたため、申請人は、めまい、嘔気(おうき)、倦怠感、手指振戦などの症状が見られ、シックハウス症候群の後遺症としての化学物質過敏症と診断された。また、本件改修工事以降、学校に來るとこれらの症状が見られるようになったが、学校が休みである土日祝日では症状が改善される状況であったなどとして、被申請人らに対し、慰謝料等として損害賠償金100万円を連帯して支払うことを求めるものです。

終結事件の概要

○ 阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和8年(リ)第1号事件)

① 事件の概要

阿波市における工場からの騒音による健康被害職権調停事件は、徳島県阿波市の住宅に住む一家(個人4名)が建設会社を相手方(被申請人)として、被申請人が住宅西側にて操業する工場(以下「本件工場」という。)内で、集塵

機、パネルソー、釘打ち機及びハンマーの機械(以下「本件機械」という。)を稼働させて、騒音を発生させたことにより、申請人らは、毎日長時間にわたり本件機械や作業に伴う騒音にさらされ体調不良となり、本件工場操業終了後もストレスにより夜に眠れない状態が続いているなどとして、被申請人に対し、損害賠償を求めた事件について、職権で調停に付し(令和7年(調)第9号事件)、令和7年12月4日、調停が成立した事件です。

令和8年1月30日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人ら及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、令和8年4月21日、調停条項に定められた義務を怠っているということとはできず、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結しました。

○ 岡山市における飲食店からの悪臭による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和8年(ゲ)第5号事件)

① 事件の概要

令和8年3月13日、岡山県岡山市の住民1人から、飲食店経営会社外2名を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた吐き気、不快感、苦痛、不眠等の健康被害及び申請人宅にネズミが発生する被害は、被申請人らが経営する飲食店から高濃度の調理排煙

による悪臭を発生・拡散させていることによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることは相当でないと認められることから、令和8年4月21日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終結しました。

○ 世田谷区における野球場からの騒音被害原因裁定申請事件

(公調委令和6年(ゲ)第6号事件・令和8年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和6年8月27日、東京都世田谷区の住民から、東京都を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、申請人に生じた平穏な日常生活の阻害による不安、不眠、不快感等の精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害は、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が増改築した公園内にある野球場からの騒音と申請人に生じた精神的な健康被害及び在宅で行う仕事への経済的被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当である

と判断し、令和8年2月13日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び第42条の33により職権で調停に付し(公調委令和8年(調)第4号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回の調停期日を開催し、同年5月20日、第4回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第6号事件)

① 事件の概要

令和5年7月21日、東京都八王子市の一家(個人2人)から、近隣の一家(個人2人)を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに日常的に生じている頭痛、不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音、高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人ら宅から発生している騒音と申請人らが受けている健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほ

か、1 回の審問期日を開催するなど手続きを進めた結果、令和 8 年 6 月 1 日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 足立区における配管工事に伴う騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和 6 年(セ)第 3 号事件)

① 事件の概要

令和 6 年 3 月 14 日、東京都足立区の住民 1 人から、東京都を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人の行う配管工事に伴う騒音や振動により、申請人は、眠れず、歯肉の腫れや痛み、口内炎、胃痛が生じ、また、咳が止まらず、咳喘息と診断された。さらに、左足の薬指のしびれや歯周病の通院治療、睡眠障害のため心療内科へ通院し睡眠薬を処方され服用することとなったとして、被申請人に対し、治療費、慰謝料等として損害賠償金 64 万 4458 円の支払を求めたものです。(その後、請求金額は 74 万 1092 円に変更)。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、配管工事に伴う騒音や振動と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するとともに、事務局による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど手続きを進めた結果、令和 8 年 6 月 25 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 横浜市における飲食店からの悪臭被害責任裁定申請事件

(公調委令和 7 年(セ)第 7 号事件・令和 8 年(調)第 7 号事件)

① 事件の概要

令和 7 年 8 月 4 日、神奈川県横浜市の一家(住民 2 名)から、飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。本件は、被申請人が、換気扇を稼働させることにより店舗から調理臭及び生活臭(主としてタバコ臭)を発生させていることで、申請人甲は生活面の被害を被っており、在宅勤務を行う際に臭気により集中を妨げられ、仕事の進捗に支障を来しており、臭気を原因とするストレスにより、申請人乙から八つ当たりをされることがあり、その意味でも被害を被っていること、そして、申請人乙は、仕事部屋が被申請人店舗に近いことから窓を閉めていても臭気を感じており、仕事に集中することができず、収入面にも悪影響が生じているなどとして、被申請人に対し、慰謝料等として損害賠償金合計 1100 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が店舗から発生させている調理臭及び生活臭と申請人らに生じた生活面の被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任し、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 8 年 6 月 23 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項により職権で調停に付し(公調委令和 8 年(調)第 7 号事件)、裁定委員会が自ら処理

公害等調整委員会の動き

することとしました。同年 6 月 25 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。